3. 交通安全対策の推進

一人ひとりが交通安全意識を持って交通規則を守るととも に、危険箇所が解消される交通社会の実現と、新たな犯罪や事 故の不安がなく、安心して暮らせる安全な地域社会の実現を目 指します。

歩車分離の道路整備など、交通社会における障害物の解消を 実現するために、交通安全総点検を行い危険箇所の改善と交通 安全施設の設置並びに更新を行います。

また、通学路及び集落内・集落間に街路灯を設置して、夜間 の安全を確保します。

交通安全運動の啓発や日常的な安全活動を進め、学校・家庭・地域を中心とした交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない安全・安心の南部町を目指します。

4. 地域福祉の推進

社会福祉活動の推進

住民がいつでもどこでも社会福祉活動に参加できる体制の整備のため、社会福祉協議会を中心とする地域福祉団体等の活動を支援します。

また、社会福祉活動に対する意識の啓発を進め、人材確保のための奉仕活動指導者の養成と、団体の活動に必要な支援を行い、社会福祉活動・指導活動の表彰制度などにより、指導者の育ちやすい体制を整備します。

平素から人間関係をつくり、近隣の人々が協力し合い、地域で支えあう温かい社会環境の整備に努めます。

また、公共施設を、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず 多様な人々が気持ちよく使える構造への改修を進め、町民が自 由で気楽に出入りできる施設、人にやさしい施設を目指します。

住民と行政・社会福祉協議会の連携

行政と社会福祉協議会が密接に連携して福祉の推進に当たり、「地域福祉計画」に基づき住民と協働して進めます。

福祉サービス情報の格差解消

福祉サービスの内容を十分に広報・宣伝を行い、情報格差の 解消に努めます。

あいのわ銀行の推進

「あいのわ銀行」の制度が住民に十分理解されるよう宣伝・ 啓発を行うとともに、他町・他県へ広げていく取り組みも検討 します。

「あいのわ銀行」移送サービスを、地域住民の協力により拡大・充実させ、ふれあいバス・路線バスが利用できない集落の交通手段として活用を検討します。

地域福祉対策

献血促進運動に取り組み、献血の重要性を訴えて普及啓発等 を進めます。

また、「骨髄バンクドナー登録」の普及啓発を行い、今なお 骨髄提供者を待つ患者と病気への不安を解消するとともに、献 体登録制度についても啓発を進めます。

地域のつながりを深めることにより、保護者や子育て家庭への身近な支援を効果的に行う体制を整え、児童等の虐待防止に努めます。

大人が率先して子供に挨拶するなど、子供に対する指導と家庭における福祉教育の実践を進めるとともに、高齢者と若者が交流できる施設や場所を提供し、日常からの地域交流を進めます。

また、高齢者を福祉の担い手として育成するとともに、積極的な参加・協力体制をつくり、地域の福祉活動を進めます。

